

勤務時間条例第四条第三項及び第四項に規定する勤務時間の割振り等に関する実施要領

(趣旨)

第一条 この要領は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月人事委員会規則第十六号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（令和三年三月奈良県教育委員会規則第十四号。以下「規則」という。）、職員の勤務時間、休暇等の運用について（平成七年三月奈人委第三三一号 人事委員会委員長通知。以下「通知」という。）の規定に基づき、勤務時間の割振り等を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間条例第四条第三項及び第四項に規定する公務の運営に支障がないと認める場合)

第二条 公務の運営に支障がないと認める場合は、次のいずれにも該当しない職員の申告による場合とする。

- 一 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月二十七日条例第二十九号）第二十七条及び第二十八条の承認を受けた職員による申告の場合
- 二 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月二十九日条例第四十二号）第二条の承認を受けた職員による申告の場合
- 三 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月二十九日条例第四十三号）第二条の承認を受けた職員による申告の場合
- 四 勤務時間条例第十五条の二の承認を受けた職員による申告の場合
- 五 非常勤の職員による申告の場合
- 六 その他校長が公務の運営に支障があると認める場合

(標準勤務時間)

第三条 通知第一の二第七項に規定する標準勤務時間は、学校における勤務時間とする。

(最長勤務時間)

第四条 校長は、一日につき十二時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(申告等の手続)

第五条 規則第二条第一項の規定による提出は、単位期間の開始日の二週間前の週末までに行われなければならない。

2 規則第二条第二項の規定による提出は、単位期間の開始日の二週間前の週末までに行われなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、県教育長が臨時又は緊急の必要があると認める場合における提出期限は、別に定める。

4 規則第二条第三項の規定による提出は、変更を希望する日の前日までに行われなければならない。

5 規則第二条第四項の規定による提出は、速やかに行わなければならない。

6 規則第二条第五項の規定による提出は、規程第二条第一項から第四項に規定する様式を書面で提出することにより行うものとする。

(校長の留意点)

第六条 校長は、公務の円滑な運営のために必要があると認める場合には、単位期間の開始日を学校内の職員において共通とすることができる。この場合において、校長は、単位期間の共通の開始日を職員に周知するものとする。

2 校長は、勤務時間条例第四条第三項及び第四項による申告に基づいて勤務時間の割振りを同時に行う場合は、勤務時間条例第四項による割振りを優先的に割り振るものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。